

東神楽町行政視察受入に関する要綱

令和7年4月18日
制定

(目的)

第1条 この要綱は、町が行政視察（以下「視察」という。）を受入れ、保有する行政情報を提供する際の費用徴収に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(庶務)

第2条 視察の受入れ及びそれに係る費用の徴収に関する庶務は、当該視察の目的事項を所管する、又は取りまとめを行う課等（以下「所管課」という。）において行う。

(行政視察受入日時)

第3条 視察に対応する日時は、原則として開庁日の午前9時から午後5時までとし、標準所要時間は概ね2時間以内とする。ただし、双方の都合により当該指定の日に対応することが困難であることが明らかな場合や、その他やむを得ない事情により、当該指定の日時以外に対応することが必要と認められる場合は、その限りではない。

(視察の申込)

第4条 視察を希望する者（以下「視察者」という。）は、東神楽町行政視察申込書（様式第1号）を町長に提出するものとする。

(行政視察受入れの決定)

第5条 町長は、前条に定める行政視察の申込みを受けたときは、受入れの可否について東神楽町行政視察決定通知書（様式第2号）により、視察者に通知するものとする。

(視察費用の徴収)

第6条 町は、視察に伴う資料等の費用（以下「視察費用」という。）として、次の各号に掲げる額の合計額を徴収する。

(1) 基準額

基準額は、視察1名につき2,000円とする。ただし、視察の過程において有料施設の入館料等が発生した場合の費用については視察者が別に負担するものとする。

(2) 加算額

視察1名につき、標準所要時間は2時間とし、視察時間が標準所要時間を超えたときは、超過時間1時間ごとに1,000円加算する。

(視察費用の免除)

第7条 町は、次の各号に掲げる視察者については、前条の規定による費用を免除することができる。

- (1) 国又は都道府県の機関及び国又は都道府県の公選職等
- (2) 上川管内の市町村
- (3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による学校に通学する者
- (4) 報道関係者
- (5) 町民又は町内企業
- (6) その他町長が特に必要と認めた団体等

（視察費用の取り扱い）

第8条 視察費用は、前納（雑入）とする。ただし、町が特に特別な事由があると認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定により前納した視察費用は、いかなる場合もこれを還付しない。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年5月1日から施行し、施行日以後に実施される視察について適用する。